

公益社団法人日本看護協会 国際看護師協会東京大会記念奨学金規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が貸与する国際看護師協会東京大会記念奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生)

第2条 この規程において奨学生とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものをいい、奨学生の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、日本国民であつて保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）における保健看護に関する課程に在学する者
- (2) 本会が前号と同程度の教育機能を有するものと認めた教育課程に在学する者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学生を貸与する期間は、修士課程が1年間、博士課程が1年又は2年間とする。

2 奨学生の貸与額は、年額180万円以内の額を限度とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学生希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 連帯保証人は2名とし、次の各号の要件を備える者とする。

- (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2) 他の連帯保証人となっていないこと
- (3) 国内に住所を有すること
- (4) 奨学生との連絡が確保されること

3 奨学生希望者で、他の借入がある者は、借入返済計画表を本会に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第7条 会長は、申込期日までに到着した願書・履歴書等により奨学生を決定し、奨学生希望者及び連帯保証人に通知する。

2 奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

3 第1項の規程にかかわらず、募集予定額を超える貸与額の調整が生じた場合は、常務理事会において貸与額を決定する。

(奨学金借用証書の提出)

第8条 奨学生は、貸与を受ける奨学生の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ、期日までに本会に提出しなければならない。

(奨学生の交付)

第9条 奨学生は、年額を1年ごとに一括交付する。

(奨学生受領書の提出)

第10条 奨学生の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学生受領書を本会に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第11条 奨学生、又は奨学生であった者は、課程修了後に就職した場合、本会の求めに応じて、在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(転学等による奨学生の取扱)

第12条 奨学生が、転学又は退学したときは、奨学生を遅滞なく返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生が転学した場合であって、転学の理由を証明する書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学生交付継続願を本会に提出したときは、本会は奨学生の交付を継続することができる。
- 3 本会は、奨学生交付継続願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

(変更の届出)

第13条 奨学生、又は奨学生であった者で奨学生返還未済の者が、次の各号の一に該当するときは、直ちに本会に届け出なければならない。この場合、第5号の規定による連帯保証人にかかる届出についてでは当該連帯保証人と、第6号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。

- (1) 第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (2) 修学を長期にわたり中断し、又は再開したとき
- (3) 専攻分野を変更したとき
- (4) 停学その他の処分を受けたとき
- (5) 奨学生、又は連帯保証人の氏名、住所、又は職業その他の重要な事項に変更があったとき
- (6) 連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第14条 奨学生、又は奨学生であった者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を遅滞なく本会に提出しなければならない。

(奨学生の辞退)

第15条 奨学生は、奨学生の貸与を辞退するときは、奨学生辞退届を本会に提出しなければならない。

- 2 奨学生の貸与を辞退する者は、次の各号の一に掲げる必要書類を本会に提出しなければならない。
 - (1) 奨学生辞退届
 - (2) 2年目の貸与を辞退する者にあっては、奨学生借用変更証書

(貸与の休止及び身分の喪失)

第16条 奨学生が修学を長期にわたり中断するときは、奨学生の交付を休止する。

- 2 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学生の身分を喪失する。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 心身の障害により、修学の継続ができないとき
 - (3) 奨学生の交付を辞退したとき
 - (4) 第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
 - (5) 休学期間が1か年を超えるとき
 - (6) その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(貸与の再開)

第17条 本会は、前条第1項により奨学生の貸与を休止された者について、その事由が解消したと認めたときは、休止された者の願書により貸与を再開することができる。

(利息)

第18条 奨学生の貸与は無利息とする。

第3章 奨学生の返還

(奨学生の返還)

第19条 奨学生は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月後に返還を開始し、一括、又は割賦により、次の各号に掲げた期間内に貸与された奨学生の全額を返還しなければならない。

- (1) 貸与年額120万円を超える者 貸与期間に4を乗じた期間
 - (2) 貸与年額120万円以内の者 貸与期間に2を乗じた期間
- 2 奨学生の返還は、奨学生返還計画書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、奨学生の返還は奨学生であった者の都合により、繰り上げて行うことができる。繰り上げ返還を希望する者は、繰上返還申込書を提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、貸与した奨学生の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。
 - (1) 奨学生の貸与の目的以外に使用したとき
 - (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - (3) その他奨学生として適当でない行為があったとき
- 5 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(返還の督促)

第20条 奨学生であった者が、奨学生の返還を延滞したときは、毎月返還を督促する。

- 2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当するときは、その者の連帯保証人にも行う。
 - (1) 奨学生であった者の所在が知れないとき
 - (2) 前項の規定による督促を3か月重ねても、奨学生であった者が奨学生を返還しないとき
 - (3) その他特別の事情があるとき

(返還の強制)

- 第21条 奨学生の返還を延滞している奨学生であった者、又は連帯保証人が、前条に規定する督促を重ねても、延滞している奨学生を返還しないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法に定める手続により、返還未済額の全額の返還を確保するものとする。
- 2 前項に規定する手続を行っても、返還未済額の全額を確保することができないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事執行法その他の法令に定める手続により、返還未済額の全額の返還を確保するものとする。
- 3 前2項に規定する手続に要した費用は、奨学生であった者等の負担とする。

(延滞金)

第22条 本会は、奨学生の返還が著しく遅延したときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は連帯保証人より、延滞金を徴収することができる。

(奨学生の返還猶予)

第23条 奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、奨学生の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、又は傷病により返還することが困難になったとき

- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき
- 2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続すると本会が認めたときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第24条 前条の規定により、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を本会に遅滞なく提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第25条 本会は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人及び連帯保証人等に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

第26条 本会は、奨学生、又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神、又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第27条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を本会に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第28条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと本会が認めたときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第29条 本会は、奨学金返還免除願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、相続人及び連帯保証人に通知するものとする。

第5章 雜 則

(実施細則)

第30条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第31条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年11月17日から施行する。
- 2 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金が定めた奨学金貸与規程の規定により現に奨学金の交付を受けている者は、第19条第3項の規定にかかわらず、口座からの自動引落としによらず

に奨学金を返還することができる。

- 1 この規程は、平成25年1月8日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年9月18日から施行する。
- 1 この規定は、平成27年2月27日改正、平成27年4月1日から施行する。